集団検診実施機関の長 殿

青森県健康福祉部長 (公 印 省 略)

市町村におけるがん検診の精度管理水準の向上等の取組について(通知)

本県のがん対策の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、がん対策基本法(第13条)では、国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の事業評価の実施等のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずることとされています。また、第三期青森県がん対策推進計画では、全体目標として科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を掲げ、がん検診の受診率向上及び精度管理向上について、県、市町村及び検診実施機関等の具体的な取組の方向性を示しているところです。

この度、県では、青森県生活習慣病検診管理指導協議会における評価・検討結果を踏まえ、市町村等が取り組むべき事項を取りまとめましたので、国の指針の遵守状況及び精度管理指標(市町村・集団検診機関のチェックリスト実施率及びプロセス指標)と合わせて通知します。

貴機関におかれては、本通知を踏まえ、市町村と連携・協力して、がん検診の精度管理水準の向上等に、より一層取り組んでくださるようお願いいたします。

記

1 添付資料

別紙1 がん検診に関して市町村等が取り組むべき事項

別紙3-1 市町村チェックリスト**1

別紙3-2 集団検診機関チェックリスト

別紙4 胃がん検診(胃部X線)プロセス指標^{*1}

別紙5 大腸がん検診プロセス指標※1

別紙6 肺がん検診プロセス指標*1

別紙7 乳がん検診プロセス指標*1

別紙8 子宮頸がん検診プロセス指標*1

(※1 貴機関が検診を受託した市町村分のみ添付)

参考資料1 指針に基づくがん検診について

参考資料2 精密検査の未受診と未把握の分類について

参考資料3 プロセス指標の意味と活用方法

参考資料4 がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)

2 県庁ホームページへの通知の掲載

本通知(別紙3-2を除く)は、下記の県庁ホームページに掲載します。 <青森県のがん検診精度管理について>

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/gankenshinseidokanri.html

担当:健康福祉部がん・生活習慣病対策課

がん対策推進グループ 中嶋主査・小枝主事

電 話:017-734-9216 FAX:017-734-8045

Mail: kazuhiro_nakajima@pref.aomori.lg.jp

chika_koeda@pref.aomori.lg.jp